

平成22年度 第1回 芦屋市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時	平成22年10月14日(木) 13:00 ~ 15:30
場 所	消防庁舎3階 多目的ホール
出席者	委員 山口 薫 , 田中 要悦 , 小藪 浩行 , 河口 紅 " 北村 勝美 , 大谷 洋子 , 西川 幾雄 , 中野 裕之 " 虎枝 寛哲 , 山崎 卓三 , 上月 敏子 , 谷崎明日出 事務局 山中 辰則 , 清水 俊幸 , 竹田 薫
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員, 事務局紹介
- (3) 会長, 副会長選出
- (4) 連絡事項
- (5) 議 題
 芦屋市一般廃棄物処理基本計画書の策定について
- (6) その他
 持ち去り禁止条例について

2 提出資料

- 資料1 芦屋市一般廃棄物処理基本計画書(ごみ処理基本計画)素案
 資料2 広報あしや 環境特集号(平成22年6月1日)

3 審議経過

開会

(事務局山中)

それでは, お待たせをいたしました。

時間になりましたので, 始めさせていただきます。

本日はお忙しい中, また昼一番の時間ではありますが, お集まりいただきまして, ありがとうございます。

ただいまから, 平成22年度第1回芦屋市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日, 本来でありましたら環境処理センターのセンター長であります山田課長が本日の司会進行をさせていただく予定をしておりましたが, 体調不良のため, 私, 環境処理センターの課長補佐の山中が司会進行をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

本日は, 第1回目の会議ですので, 会長, 副会長の選出まで事務局で進行させていただきます。

よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、初めに、山中市長から委嘱状を交付させていただきます。

市長が皆様のお席に参ります。

皆様のお名前をお呼びしますので、その場でお立ちください。

それでは、名簿順に従っていきたいと思います。

市長よろしく願いいたします。

山口様。

(山中市長)

委嘱状、山口 薫様

あなたを芦屋市廃棄物減量等推進審議会委員に委嘱します。

任期は、平成 24 年 7 月 31 日までとします。

平成 22 年 8 月 1 日、芦屋市長

どうぞよろしく申し上げます。

(事務局山中)

(出席委員に委嘱状を交付)

ありがとうございました。

市職員の任命書交付は、省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、山中市長から、ごあいさつを申し上げます。

(山中市長)

皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところを芦屋市廃棄物減量等推進審議会の委員を委嘱させていただきましたところ、快くお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

また、今日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

日頃から、関係行政に大変御尽力、御協力をいただいておりますことに心からお礼を申し上げます。

この審議会は、一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進、分別収集の実施、啓発活動に関することについて、御審議をいただきたいと思います。

今年度中に芦屋市一般廃棄物処理基本計画の策定をする予定をしておりますので、本市が長期的、総合的視点に立って、計画的にごみ処理の推進を図るための基本方針となるものでございます。

基本計画は、ごみの排出量規制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみを適正に処理するために必要な基本的事項を定めており、ごみに関する施策が数多く記載されておりますので、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜ればと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

今日は、本当にありがとうございます。

(事務局山中)

ありがとうございました。

それでは、第 1 回目の会議でございますので、席の順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、山口委員から、自己紹介をよろしく願いいたします。

(山口委員)

皆さん、こんにちは。

私、同志社大学大学院ビジネス研究科で教えています山口 薫と申します。

よろしくお願ひします。

アメリカから帰って来て風邪気味で、今日は、体調が悪く、お見苦しいところがあるかも知れません。

それと、もう一つ所属がありまして、総合政策科学研究科で博士課程の学生を指導しています。

ビジネス研究科は、修士課程の学生を指導しています。

私の専門分野で、芦屋市のこういう問題に何か貢献できれば、非常に光栄に思いますので、よろしくお願ひします。

(田中委員)

田中要悦と申します。

市民公募で応募しまして、選ばれました。

ありがとうございます。

私、会社人生約 37 年間、勤めまして、現在のところフリーの立場になっております。

再度、働いてみようかなと思っておりますけども、環境につきましては、ISO14001 を会社の時にやっております、その中でも環境に対する関心が非常に高いです。

私は、若葉町に住んでおりますので、パイプラインの恩恵を受けておりました、非常に、読みますとコストパフォーマンス悪いものだということがよく分かりまして、どうしたらいいのかなと思っております。

ただ、非常に便利なものということもよく分かっておりました、環境に対して一緒に考えていきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

(小藪委員)

こんにちは。

小藪浩行と申します。

私も市民公募で参加させていただき選んでいただきまして、ありがとうございます。

私も生まれも育ちもずっと芦屋で 46 年間生活させていただいております、個人的にも色々環境とか、ごみ問題で、他市ではございますけども、NPO のそういう取組みなんか個人的に参加させていただいております、非常に芦屋のごみ問題であるとか環境問題については、関心を持っている次第でございます。

皆さんと一緒に色々勉強させていただけたらと思います。

よろしくお願ひします。

(河口委員)

皆さん、こんにちは。

特定非営利活動法人さんぴいの理事長をしております河口 紅と申します。

よろしくお願ひいたします。

拠点の事務所は、この近くの歩いて 5 分ぐらいにあるところでやっているのですけれども、子供の健全育成ということでの事業を展開しております。

その中でも芦屋川探検隊という小学生を中心とした環境学習では、ボランティアも含めて 100 人ぐらいが芦屋川で生物観察会などを一つ大きな柱の事業としてやってお

ります。

そういったことから、芦屋市の環境を守る、それから生物多様性ということに関して非常に関心を持っております。

是非、この中で私自身も勉強させていただき、また、子供たちにも伝えていけるものを得ていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(北村委員)

芦屋市の住民団体として、芦屋市自治会連合会と、これは、一般的にコミュニティーの組織です。

別に環境衛生協会も自治会を土台にしてできております。

その環境衛生協会の会長を務めております北村と申します。

居住は、芦屋浜の高浜町に住んでおります。

先ほどパイプラインの話も出ましたが、芦屋浜の自治会連合会の代表も務めております。

(大谷委員)

はじめまして。

芦屋市消費者協会の理事させていただいております大谷洋子です。

芦屋浜のパイプラインでゴミ処理がきれいな状態で迅速に行われているのを存じ上げていますが、アンケート調査でレジ袋を減らすための事業をいたしますと、あそここのパイプラインに、ゴミを捨てるためには、レジ袋がちょうどいいということで、取組みが不十分になっております。

よろしくお願いいたします。

(西川委員)

西川と申します。

今年の6月で30期を迎えましたダイハチコーポレーション株式会社の社長をやっております。

主な業務は、リサイクルでございます。

今回、この会に参加させていただいて、いろんな方の御意見を聞かせていただいて勉強したいと思っております。

よろしくお願いいたします。

(中野委員)

皆さんこんにちは。

コープ浜芦屋の中野でございます。

よろしくお願いいたします。

この9月の末に着任をさせていただいたばかりで、町を一通り歩かせていただいて、非常にきれいな町だなと思いました。

早速28日に地域のクリーンキャンペーンをさせていただいて、きれいと言えども、やっぱり町を歩けば、結構ゴミが落ちていたという印象でございます。

コープこうべとしては、早くから環境の問題であったり、取組みをさせていただいていますし、今ほどマイバッグのお話も出ましたけども、うちでいえば9月末現在で大体9割強の組合員さんが、もうマイバッグを持参していただいているという動きに

なっていて、さらにごみの分別も含めて、やはりお店ですから、一杯のごみが出ますので、その辺の環境のことも含めて、御一緒になって、お勉強させていただきたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

(虎枝委員)

大丸芦屋店の虎枝でございます。

当店では、先ほど田中委員様からございましたように、ISO14001 に入っております。環境衛生についてやっております。

微力でございますが、努力させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(山崎委員)

兵庫県阪神南県民局環境課長の山崎卓三です。

芦屋市との関わりといいますと、今は、阪神南県民局ですが、廃棄物という話ですと、かなり古い話で恐縮ですが、阪神・淡路大震災の時に、私、フェニックス尼崎建設事務所におりまして、こちらで壊滅的な被害があった時に、芦屋市が芦屋浜に大量に廃棄物を集積して、最終処分をされておられたので、毎日 43 号線を尼崎から車で走ってきまして、その指導をさせていただいたことが非常に記憶として、残っております。

今回、廃棄物減量等ということでございますので、阪神間、多くの市は、最終処分場を持っていないという現実がございます。永遠のテーマですけれども、いかにして廃棄物を減量化するかという皆様方の工夫が非常に大切だと思いつつ、参加をさせていただきました。

よろしく願いします。

(上月委員)

行政から、参加させていただきました芦屋市教育委員会学校教育部長の上月でございます。よろしく願いいたします。

(谷崎委員)

直接担当している都市環境部長の谷崎でございます。よろしく願いします。

(事務局山中)

どうもありがとうございました。

市長は、この後、公務が入っておりますので、ここで失礼させていただきます。

(山中市長)

どうぞよろしく願いします。

失礼します。済みません。

(事務局山中)

それでは、次に事務局の職員を紹介させていただきます。

(各職員を紹介)

続きまして、この基本計画の策定業務を委託しております株式会社環境技術研究所

の方にも、本日オブザーバーとして出席していただいておりますので、よろしくお願
いします。

(コンサル坂根)

株式会社環境技術研究所の坂根と申します。よろしくお願いたします。

(コンサル田中)

田中と申します。よろしくお願いたします。

(事務局山中)

それでは、座ったまま進行させていただきます。

本日の会議であります。委員が 15 人中 12 人の委員さんの出席を得ておりますの
で、委員の過半数があります。

審議会の条例第 6 条第 2 項によりまして、この会は、成立をしております。

本日、欠席されている委員さんですが、京都精華大学の服部委員は、授業の都合で
出席できないという御連絡いただいております。

服部委員は、本市の本庁と環境処理センターの EMS と言いまして、環境マネジメ
ントシステム、基本計画書の 90 頁にも記載がありますが、その構築に御協力をいた
だいております。

今村委員ですが、急用ができてしまったということで、欠席をしておられます。

中村委員は、別の会議が入ったということで欠席をされております。

それでは、会長、副会長の選出に入らせていただきます。

芦屋市廃棄物減量等推進審議会の条例第 5 条に、審議会に会長及び副会長を置き、
委員の互選により、これを定めるとなっておりますので、会長、副会長の選出をお願
いたします。

最初に、会長の選出をお願いたします。

どなたか立候補がありましたら、御意見がありましたら、お願いたします。

(西川委員)

事務局一任

(事務局山中)

事務局一任ということですので、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から候補者を推薦させていただきます。

同志社大学の大学院教授の山口委員にお願いをしては、どうかと考えておりますが、
いかがでしょうか。

(委員)

異議ないです。

(事務局山中)

拍手をもって御承認をいただきたいと思います。

(拍手)

それでは済みません。会長席にお移りいただければと思います。

それでは、副会長の選出に移ります。

いかがでしょうか。御意見ありますか。

(委員)

一任でいいじゃないですか。

(事務局山中)

事務局一任でよろしいでしょうか。

事務局から候補者を推薦させていただきたいと思います。

芦屋市環境衛生協会の会長をしておられます北村委員さんをお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

(事務局山中)

拍手をもって御承認いただきました。

北村委員，前にお移りください。

廃棄物減量等推進審議会条例第6条により，会長がその議長になるとなっておりますので，ここからの進行は，山口会長をお願いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(山口会長)

ただいま選出をいただきました山口です。

条例の趣旨にのっとり，この審議会を有意義なものにしていきたいと思っておりますので，よろしく御協力申し上げます。

私の役目は，できるだけ本音で活発な議論をしていただくような雰囲気を作ることだと心得ていますので，よろしく申し上げます。

それでは，まず議事の前に，事務局から連絡事項がありましたら，申し上げます。

(事務局山中)

それでは，連絡事項ですが，附属機関等の設置に関する指針があります。

今回，この審議会ですが，各委員さんが発言した内容につきましては，委員さんの名前の入った会議録を市役所の1階の行政情報コーナー，芦屋市ホームページに掲載をして，公開することが原則になっております。

非公開にする場合もありますが，その取り扱う案件の性質により，会長が会議に諮って決めることができます。

非公開は，個人情報や公開することによりまして，人の生命，健康，財産の保護に支障が生じるなど，その理由を明らかにし，会議録等に記録しなければなりません。

今回の審議会は，非公開をする理由がないため，公開となっておりますので，御了承していただきたいと思います。

審議会終了後に会議録を作成させていただいて郵送をします。

その時に発言していただいた内容について修正があれば，期間内に御連絡いただければ修正させていただくことを考えております。

お手元に，式次第とその2頁目に廃棄物減量等推進審議会の委員構成を掲載しています。

ホームページに掲載されている内容になりますので，承諾書を元に作成しています。修正等あれば，後ほど事務局まで申し上げます。

それから、小さい紙が入っていますが、パソコンでの検索順番を書いております。

この順番でしていただきますと、審議会の名簿、会議録が出てきますので、見ていただければと思います。

連絡事項は、以上です。

(山口会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの山中さんからの説明について、特に議事録の公開等について、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

この件に関して、何か御質問等、意見等ございますか。

ないようですので、議題の芦屋市一般廃棄物処理基本計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局山中)

それでは、よろしくをお願いします。

これが素案になり、作成をしましたが、2週間足らずの短期間ということで、早くお送りできたら、良かったです。期間が短かったと思います。

本日、この場で最初の頁から御説明したいと思います。

今日、御意見をいただきまして、また、それ以外に検討依頼事項書がありますから、これに書いていただいても結構です。

それから、パソコンを使うことができるのであれば、様式は、問いませんので、WordかExcelでメールをしていただければと思います。

もう既にお二方に意見いただいておりますので、見させていただいて、検討させていただきたいと思っております。

今後、市民から御意見をいただき、芦屋市のホームページ等に掲載をしまして、パブリックコメントで広く市民の方の御意見をいただく予定をしております。

公開した後に、1か月間、御意見をいただく期間を設けて、その後、時期的には、4月か5月か分かりませんが、取りまとめの上、公開をさせていただく予定です。

それでは、この基本計画の素案1頁目をめくってください。

目次があり、ずらっと並んで見難かったので、左に「基本的事項」、「現状分析」で網掛けをしたところを設けております。

第1章ですけれども、基本的事項で、1番に策定の趣旨、2番に位置づけ、飛ばしますが、4番に計画目標年度、6番に計画策定の体制、ここには、市民参画で審議会にお諮りすること、パブリックコメントを行うこと等を記述しております。

目次の1頁の次の第2章、現状分析になりますが、前計画の目標達成の状況、4番に市の概況を分析をいたします。

次の目次-2に参りまして、5番のごみ処理の現況と課題、それぞれの(1)から(3)番まで、非常にボリュームのある、内容の濃いものが記載されております。

次に目次-3に現状分析の(4)番にごみ処理の評価、アにごみ処理システムの分析、イにごみ処理システムの評価、(5)に課題の抽出があります。

それから、その下に基本理念等としまして、第3章2番の上位計画と関連計画等、それから、2番の(3)の近隣市の動向、その下の網掛けの排出量予測、3番のごみ排出量及び処理・処分量の予測、それから(1)、人口の予測と予測結果、(2)のごみ排出量及び処理・処分量の予測方法などを記載しております。

次の5頁4番ですが、削減目標としまして、4番のごみ排出量及び処理、処分量の目

標，(1)番にごみ排出量の目標設定，アとしまして，国及び兵庫県の目標値と関連，イとしまして，本市が目指す目標を記載しております。

それから，左の縦の目標達成の施策ということで，5番の適正処理及び施設整備に関すること，(1)から(5)まで，分別区分計画から最終処分計画まであります。

それから，6番の基本保障を達成するための方策で，(1)の市民の役割，(2)の事業者の役割，(3)の市の役割を挙げております。

目次-5 になりますが，その他必要事項としまして，災害対策，(2)に不法投棄の対策，(3)に環境マネジメントシステムの遂行，(5)にごみ処理基本計画の公開，それから巻末資料としまして，年表，語句の説明，ごみ量等の予測値，目標値を記載しております。

次の頁をめくっていただき，目次-6 のところには，略称の定義を入れておりますので，例えば廃棄物の処理及び清掃に関する法律は，廃棄物処理法と略称で挙げております。

用語の定義は，それぞれここでのこういう言葉であるということ，焼却量は，計量器の重量を採用することを書いております。

語句の表記方法で，文書の右上の小さく^(註)と書いてありますのは，巻末にその語句の説明を入れております。

右の頁の1頁になりますが，皆さんのお手元にはないんですが，ごみ処理基本計画策定指針がありまして，平成20年6月に環境省が出しています。

その中に，各市が作る時には，こういう組立てで，これをもとにおいて作成しなさいと書かれております。

ただ，分かり難いところがありましたので，芦屋市のやり方で修正といいますか，位置を変えたり，順番を変えたりということは，させていただいております。

内容は，一つずつ重要なことが書いていますので，全て1頁ずつめくっていきたいと思いますが，かなりのボリュームがありますから，時間も掛かると思われますので，要点だけを説明させていただこうと考えております。

最後まで説明をさせていただきますので，ここの部分がもうちょっと聞きたかったということもあるかも知れませんが，また後ほど，言っていればなと思っております。

1番の策定の趣旨で，ここは，大事なところになりますので，文章を読みたいと思います。

「ごみ問題は，私たちの生活に直結する身近な環境問題としての認識が浸透し，3Rや」，「3Rや」のところ^(註)が付いていますので，これが語句の説明が後ろにあるという部分になります。

「循環型社会という言葉も，よく聞かれるようになった。

その中で，ごみの処理・処分に関する問題解決のために，ごみ処理行政を行う市，排出者である事業者及び市民の果たすべきごみ減量化や資源化への役割は大きい。

国では，『廃棄物処理法の基本方針』の改正を始め，「コスト分析」や「有料化の考え方」，「適正な処理システム構築の考え方」を示した「三つのガイドライン」の策定，循環型社会形成推進基本計画の改訂等がなされた。

これらの中で，循環型社会の姿として，できる限りごみの①排出抑制をし，次に，ごみとなったものは，不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ，②再使用，③再生利用，④熱回収の順に循環的な利用を徹底した上で，なお，適正な循環的利用が行われないものについては⑤適正処分をしなければならないと定められている。」

芦屋市としては、この 1 番から 5 番の順番で、このごみの政策を進めていきたいと考えております。

その下に「さらに、ごみ問題は、地球温暖化やその他の環境問題と複雑に関連していることから、低炭素社会、自然共生社会への取組との統合、地域循環圏の構築が推進されている。

平成 20 年度に地球温暖化や環境問題の観点から、「ごみ処理基本計画策定指針」が改訂されており、本市は、この指針に準拠し、環境保全を前提としつつ、市民の安全・安心が確保されることを軸とする。

これに基づき、循環型社会の形成のための施策を推進するため、平成 17 年 5 月に策定した基本計画を見直し、「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を改訂する。」ということです。

前回、平成 17 年 5 月に策定した基本計画になりますので、この時の 10 年間の計画でありましたが、中間年度である 21 年度を過ぎましたので、改訂をします。

2 頁、位置付けですが、この計画は、廃棄物処理法、芦屋市の廃棄物減量及び適正処理に関する条例に基づきまして、一般廃棄物処理に関する計画の一つとして定めます。

これは、長期的、総合的視点に立って計画的なごみの処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めております。

図を見ていただきますと、一番上に環境基本法がありまして、その右側に環境基本計画というのがあります。

これは、法律、国の計画になる訳ですが、その下に循環型社会形成推進基本法がありまして、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、その下に各種のリサイクル法、その下の方に、芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、その右を見ていただきますと、この網掛けしている芦屋市一般廃棄物処理基本計画が今日の議題になります。

その下の実施計画は、毎年策定をしますので、この会議で 3 月頃にお諮りをして、4 月から告示をすることになります。

本市の条例、計画としては、上に芦屋市総合計画、芦屋市環境計画があり、この計画の位置づけになっております。

(2) 番、計画対象区域は、本市行政区域内全域としております。

(3) 番、先ほど申し上げた、1 番から 5 番までの順番で優先を付けてごみの処理をしていくということになります。

次の 3 頁の 4 の計画目標の年度は、本計画の改定が計画の前提となる諸条件の変動等を考慮しまして、おおむね 5 年ごとに行っております。

平成 17 年 5 月に策定した基本計画の中間年度である平成 20 年度を迎えたため、新たに 10 年間の長期計画として、中間目標年度を 27 年度に定めまして、目標年度を 32 年度にしています。

下の図を見ていただきますと中間目標年度と最初の目標年度が 32 年度ですから次回、計画書を策定するのは、平成 27 年度に新たに 10 年間の予測を行うことになります。

4 頁、6 番の計画策定の経緯で(1) 番に市民参画になりますが、これは、芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例に基づき、この審議会とパブリックコメントで意見をいただいて、検討し反映をして、結果を公表する予定をしております。

(2) 番に庁内体制で、検討委員会があります。

次の 5 頁ですが、前回、平成 17 年度の時の基本理念、基本方針が書かれております。次頁に詳しく書いていますが、6 頁、2 番の前計画の目標達成状況が書かれております。

これは、国の循環型社会形成推進基本計画の中に示されている削減目標になっておりまして、基準年度を 12 年度にしており、その時の本市の家庭系ごみは、1 人 1 日当たり 800 グラムになっておりました。

それを目標年度であります平成 22 年度に 20%削減した 640 グラムにする目標を立てました。

実績は、平成 21 年度の 640 グラムに対して、636 グラムで、もう既に 22 年度を待たなくて目標は、達成しております。

ただし、再資源化率目標の達成状況は、基準年度と目標年度が一緒ですが、再資源率 12.5%を 17.6%以上にする目標を立てました。

順調に平成 20 年度までは、再資源化率が伸びましたが、平成 21 年度に 16.6%となり、目標よりも少なくなっております。

5 頁に、ごみの減量化、再資源化の推進を記載しており評価を 7 頁に書いております。

最終処分場の確保で、「焼却灰、バグ灰は、大阪湾フェニックスの受入基準等を遵守し、搬出しており、委託先最終処分場の長期的確保を図った。」と本市の思いを書かせていただいたのですが、審議会の委員の方から、「本市の立場でいう内容ではない。」との御指摘を受けました。

この意味は、最終処分場を市内に確保することができませんので、大阪湾フェニックスを最終処分場として、継続して負担を掛けないように維持していかないといけないこと、前段の最初の最終処分場の確保というタイトルに合わせたという事情がありますので、「長期的確保を図った。」と表現しました。

本市としての立場で「最終処分量の削減を図った。」と修正したいと思っています。

8 頁の市の概況で、本市の位置や気象関係、10 頁の人口の伸び、11 頁の産業をそれぞれに、その部門で評価をしています。

13 頁の土地利用で、本市のほぼ半分が市街化区域となっている評価等を入れさせていただいております。

15 頁になりますが、前計画からの移り変わり、変動等をこの中に記載させていただいております。

全て説明したいのですが、ボリュームもあり説明を省略しておりますが、御了承願いたいと思います。

16 頁の 5 番、ごみ処理の現況と課題で図表の 2-2-1 で本市から出てくるごみとしては、総排出量が 3 万 7,672 トン、この中には、種類として燃やすごみ、燃やさないごみ、紙資源、集団回収の量を上げています。

処理する過程で焼却処理したり、資源化したり、減容した量や焼却すると焼却灰が出ますので、その埋立処理や再資源化量を記載しています。

17 頁に、ごみ処理事業の変遷、本市がごみ処理にかかわった状況と人口等を挙げています。

次の 18 頁に、近年までのごみのそれぞれの状況等について、焼却炉の建設や粗大ごみの再資源化をいつ始めたか、などを挙げております。

19 頁、分別区分で、本市においては、図表 2-2-3 に分別区分の変遷がありますが、平成 16 年 4 月から、燃やすごみ、缶、瓶、その他、種類により 12 の種類に分けて処理をしていることを書いております。

20 頁になりますが、ウの排出抑制、①ごみの減量化、本日の廃棄物処理減量等推進審議会の開催がこれにあたります。

買い物袋持参運動の実施、フリーマーケットの開催のこと。

生ごみ堆肥化容器の助成制度を平成 20 年 3 月末で終了させていただきました。

21 頁には、資源ごみ集団回収の実施、状況等を挙げています。

21 頁の図表 2-2-8 に資源ごみ集団回収の実績が 21 年度は、156 団体が登録をいただいています。

子供会、自治会などの団体が世帯数 20 世帯以上で活動していただきますと、市から 1 キログラムについて 4 円支給しております。

156 団体が報奨金として、1,631 万 8,000 円を受取り、団体の活動資金等に充てるということになります。

粗大ごみのリユースフェスタの実施を 21 頁に挙げています。

22 頁に、エの収集・運搬体制が、本市は、委託収集、直営収集、パイプライン収集している地域があり、色別に分けております。

23 頁のごみステーションは、ごみを出したいと思っているけど、そこまで持っていけないことがある場合には、市に連絡していただきますと支援収集をしております。

ただ、条件がありまして、高齢者の方や障害のある方を対象に支援させていただいております。

24 頁③番、廃棄物運搬用パイプライン施設は、上から 10 行目になると思いますが、「なお、兵庫県企業庁がごみ投入施設や輸送配管ルートが固定されるなど、街づくり計画への柔軟な対応が困難なシステムだ。」と事業中止を申し出て、継続を望む市との間で協議の結果、平成 14 年 3 月に南芦屋浜の一部地域におけるパイプラインの敷設の中止を決定しております。

3 行下がったところになりますが、パイプライン施設の計画収集能力は、最初 29 トン、1 日当たり収集することになっておりましたが、リサイクル法等の制定により、計画収集能力に対する実績収集量が 30% になっております。

2-2-14 の図表ですが、下から四つ目にパイプライン日平均収集量が平成 21 年度 1 日 8 トンの収集ですから、計画収集量 29 トンに対して、かなり少なくなっています。

25 頁には、パイプラインシステムの図が書いております。

初めての方もおられるかも分かりませんので、説明したいと思いますが、25 頁の図表 2-2-15 になりますが、家を書いてある図があり、パイプラインの投入口が地上にあります、その下に 1 立米から 3 立米の箱があります。

満杯になるまでは、毎日 24 時間ごみが捨てられるというシステムになっています。

車両収集の場合、ごみステーションにごみが沢山あっても置けますが、パイプライン収集地域の場合は、投入口が青ランプになってないと捨てられません。

青ランプまで待っていただくことになります。

赤ランプになる条件は、投入口が満杯か運転中の時になります。

この装置は、基本的には電気掃除機を大きくしたような仕組みと一緒です。

空気の流れをパイプの中に作りまして、時速、約 80 キロのスピードでごみを環境処理センターのプロアのところまで運び、焼却炉のピットに溜め、空気は、活性炭を通して、きれいにして排出しています。

昭和 54 年に稼働していますから、30 年以上経っているので、肉厚が 1 センチですが、あちらこちらに穴があいてきて、補修費が掛かっているという状況があります。

出来るだけ補修費が掛からないように、穴があいていても、辛抱できるところは、補修をしないで様子を見ているところも何か所かあります。

ただ、雨が降った時は、雨水を吸い込んで、ごみがヘドロ状になってしまうことがあります。

直径 50 センチのパイプに、作業員が這って行って、ごみを回収したり、補修したりします。

遠いところでは、15メートルから20メートルのところまで人が這って行って、補修をしたり、無理なところは、上から土を掘り下げて、パイプを切って補修をするやり方をしていきますので、作業自身としては、つらい状況です。

啓発は、そういう状況があるので、ごみの捨て方について、御協力くださいと啓発文を投入口に貼ったりしていますが、穴あきが増えてきています。

過去には、1日で閉塞や穴あきが解消したことがあります。直管ではなくて、場所により下水管、水道管、ガス管があり、うねっているパイプになりますので、特注になりますから、納品し修理まで1か月ほど掛かるところもあります。

そういう状況で御不便をお掛けしていることがあります。

26頁④番、処理手数料と件数になりますが、植木の剪定ごみ、一時多量ごみ、粗大ごみ等につきましては、申込制で個別収集を行っております。

粗大ごみ処理券は、1枚300円で、その品物に応じたシールを買っていただいて、貼り付けて、車が通れるところまで出し、収集車が取りに行くシステムになっております。

物により、持ち込んだほうが安いとかいう場合もあり、その逆もあります。

例えば、自転車（17インチ以上）は、収集すると600円ですが、持ち込まれる場合は、10キロを超えるので、100キロ当たり900円で料金いただいています。

わざわざ持って行って900円という場合もあります。

その時には、先にお電話いただければ、お知らせをして、持ってきてもらうより、取りに来てもらった方が得ですよ。

或いは、お家の中に捨てたいものがあるようでしたら、3品以上持ってきていただいたら、収集と値段が変わらないですし、安くなりますとお知らせをしております。

27頁の図表2-2-17、粗大ごみの処理件数がありますが、平成17年度から21年度まで、右端の合計を見ていただきますと、前年の9,600件が、平成21年度は、若干増えて来ています。

市民の持ち込み件数が増えてきている状況もありますが、土曜日は、特に車で持ち込まれる方が多くなっていますので、これ以上多くなってくると予約制にしないと待ち時間が多くなり、渋滞してしまう懸念があります。

10キロ以下が無料になっておりますので、市民の方によっては、10キロまでにして、超えた分は、また、翌日来ますというようなことも、状況として起こっていることも現実あります。

27頁の図表2-2-19、植木の剪定ごみ、一時多量ごみは、501件から360件になり、年々少なくなっていることが分かります。

28頁の図表2-2-21、不法投棄件数の推移は、平成17年から21年度までですが、172件から17件になり、年々少なくなっております。

これは、ごみステーションに捨てられた不法投棄の件数で、市内パトロールをしていますが、すぐ持って帰ってしまうと不法投棄の件数も増えるので、周知のため、啓発用のシールを貼り、ごみステーションに捨てられないものです。又は、粗大ごみでの申込みをしてくださいと1週間から2週間ほど啓発させていただいて、その後、収集するというやり方になっています。

その期間が長くなると、ごみのごみを生むということもありますので、状況を見ながら、回収しています。

29頁、焼却施設ですが、現在の焼却施設は、平成8年3月に竣工しまして、平成23年で稼働年数16年目を迎えることとなります。

排ガスの基準値で、法規制値と書いてあるのは、具体的に大気汚染防止法という法

律になります。

注釈の下から 2 番目で排ガスの基準について、委員さんから御指摘受けましたから、具体的な大気汚染防止法とさせていただきたいと思います。

住民協定である基準値は、法規制よりも 4 分の 1 から 17 分の 1 までであり、かなり厳しい値をいただいて、環境処理センターの公害防止に努めています。

29 頁の施設建設時に地元自治連合会と公害防止協定を締結しており、地元代表者と市職員で構成する運営協議会を設置し、その中で報告をさせていただいております。

今日、御出席していただいております北村副会長が、この自治会連合会の会長をしておられますので、年に 1 回、会を開催しまして、環境処理センターの公害関係の御報告をさせていただいております。

次に、31 頁②番のリサイクルセンターは、旧焼却施設の管理棟を、つぶさないで、リフォームしまして、リサイクルセンターとして今使っております。

リサイクルセンターでは、再生可能な家具類、自転車等の修理、再生を行いまして、無料と有料のリユースフェスタを開催しまして、市民の方に提供をさせていただいております。

③番、燃やさないごみ、粗大ごみ処理施設は、環境処理センターの旧焼却炉に付随をしたステージで、缶、瓶、ペットボトルを手選別により、選別して、再資源化をしているということです。

④番のペットボトルの減容施設で、ペットボトルは、容器包装リサイクル協会に搬出して、処理をしております。

32 頁の図表が、それぞれのごみの選別処理の状況、右端に売却先、処理先などを書いています。

カの最終処分ですが、先ほど申し上げた、前段にありましたが、市内で処理することができないので、大阪湾フェニックスにお願いし、埋立処理を行っています。

済みません、説明が随分と長くなっておりますが、省略が難しく全部説明したくなってしまう感じですが、どういたしましょう。

(山口会長)

第 2 章の現状まで、あと何ページかありますね。

説明いただいて、そこで区切って、この現状分析でどういう課題が浮かび上がってきたのかをディスカッションしようと思いますね。

それがないと、どういう議事をするのかという問題意識が出てきません。

(事務局山中)

はい、わかりました。

内容説明ということでさせていただきたいと思います。

この中で書かれておりますのは、37 頁まで、例えば紙資源、ペットボトル、集団回収のごみの収集の仕方を書いています。

47 頁の表まで行きますと、本市のダイオキシン、ごみの分析状況、49 頁には、ごみの費用のこと、50 頁は、先ほど申し上げた指針の中で 50 頁に書かれてます内容が新たに増えたことになります。

この部分で、類似市 54 市での比較をしますと芦屋市の位置は、どういう位置にあるか分かります。

この度の新たな指針による基本計画の内容になります。

右端の 47.6 とかいうのが 50 に近ければ平均になって、100 に近ければ良くて、ゼロ

に近ければ悪いということになります。大体 50 前後ぐらいで推移してるので、本市は、パイプライン施設がありますが、平均的なところにいるという見方になると思います。

第 3 章のところに、この度の基本理念、基本方針を述べさせていただいております。58 頁に先ほどの上位計画でありますとか、61 頁には、本市の計画が出ています。60 頁が大事なところですよ。

(山口会長)

60 頁までに私自身も整理したいと思います。

第 2 章で現状、分析、されているわけですね。

人口 10 万の都市でこれだけ詳細なデータをとって運営されており、非常に私自身、感心しているのですが。

57 頁に、最初に、第 2 章で抽出した芦屋市における現在の課題を解決するために新しい策定をすると、それが、この審議会の大きな目的ですね。

新しい策定をここで一応検討させていただくと、皆さん、御質問が沢山あると思います。

まず、今までの策定データに基づいて、実施してきた内容についての現状分析から浮かび上がってきた課題があると思いますね。

例えば、再資源化は、どうだったのか。

色んなことがありましたけど、その課題というのを箇条書きか、具体的に、こういう問題が出てきたと、まとめていただけませんか。

そうしないと網羅的に説明があっても、一体どういう問題が出てきて、どういう問題に苦慮しているのか、そういうところが分からないので、事務局で整理されましたら、まとめて、もう一度御報告いただけますか。

(事務局山中)

済みません。

ボリュームが太くて、今までの中で申し上げたことというのは 55 頁に課題の抽出に出てきますが、排出抑制の課題、収集・運搬、中間処理、一つずつ排出抑制のところから御説明を……。

(山口会長)

課題ね。

これ課題をずらっと網羅的ですよ。

もう少し戦略的に、どういう課題が一番今回の現状分析で浮かび上がってきたか。

優劣をつけて説明いただけたら、分かり易いと思います。

全ての分野について、課題はあると思います。

でも、これが今一番緊急な課題だということがありましたら、御説明いただけますか。

(事務局山中)

排出抑制の一つ目としては、1 人 1 日当たりのごみ排出量の抑制ということが言われています。

この部分が非常に大事なところになります。

これで国の方針、削減目標、或いは、本市の削減目標を設定し、それに向けて施策

をしていくことになることが一つあります。

また、後ほど、その部分が 71 頁に上げております。

70 頁に国、県の目標設定がありまして、図表 3-4-1 の廃棄物処理法の基本方針があり、そこで決められている削減目標、循環型社会形成推進基本計画の中である削減目標で、本市は、この循環型形成社会の削減目標を採用することで予定をしています。

①番に書かれているのが、1 人 1 日当たりのごみの排出量になりまして、トータルとして 10%削減しなさいというのがあります。

2 番としまして、1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量があり、集団回収量、資源ごみ等を除いたものを 20%削減しなさいとあります。

それから(3)番に事業系ごみの排出量を 20%削減しなさいという目標があります。

(山口会長)

これは要するに、目標ですね。

今までの現状分析で、芦屋市は、この 1 人当たりの排出量が、どういうふうに抑制できなかったのか、そういうところを教えてもらいたいと思います。

それがないと 10%削減とかの意味がなくなります。

(事務局山中)

6 頁に書いております黒丸のところの削減目標の達成状況で、前回の平成 17 年 5 月に策定した削減目標としては、基準年度が 12 年度で家庭系ごみが 800 グラムに対して 640 グラムということで、21 年度には、もう達成しました。

それを受けて、新たに本市として、国の目標を遵守しながら、先ほどの 70 頁に書いてあることを受けて、71 頁に本市としては、削減目標が達成できたので、71 頁にあります図表 3-4-2 の目標設定で 1, 2, 3 番を上げておりますが、国の目標は、10%, 20%, 20%がありますが、新たに削減目標を設けたいというのが本市としては、26%削減、生活系は、30%減量、事業系ごみは、国の目標と同じですが、20%減量を目標としたいということで目標を立てさせていただいております。

(山口会長)

再資源化については、達成できなかったという説明でしたね。

これは、理由は、为什么呢。

(事務局山中)

6 頁のところを見ていただきますと、6 頁下の「しかし」というところから始まりますが、「削減目標の推進に伴い、一部の資源ごみは発生抑制が行われてきたことから、環境処理センターに搬入される資源ごみ量は、横ばいで推移し、集団回収や紙資源は、減少し全体として、ごみ総排出量・再資源化とも削減が図られた。」ということで、削減が図られたことが書いてありますが、その下側の「したがって」というところから入りますが、缶、瓶、鉄類ですが、発生量が減量していることと、排出状況が、その時々捨てられ方の状況によっても違い、中身が入った物が捨てられているということもかなりありますし、資源化率が悪くなっていると感じております。

ただ、全体量のごみ量が減っても、今までと同じ資源化率ということも、同じような状態ではありますが、排出状況も影響しているのではないかと考えています。

(山口会長)

ありがとうございます。

色々課題が浮かび上がってきているということですが、一番事務局でピックアップした課題は、1人当たりの排出量の抑制だろうという説明でした。

委員の皆さん、これについて、或いは、現状分析について、御質問等ありましたら、出していただけますか。

(田中委員)

再資源化率の分母というのは、何ですか。

(事務局山中)

再資源化率は、本市の総ごみ発生量と集団回収量が分母になりまして、分子が最終的に缶、瓶、紙を資源化した量になります。

(田中委員)

分母は、総排出量ですね。

(事務局山中)

総排出量になります。

(田中委員)

だから、発生抑制でどんどん分母が減ったから、この率が落ちて、16.6になったと、こういう理由なんですか。

(事務局山中)

全体量が変わっても、同じ状態のもので出てくれば、同じ率になると思います。

(田中委員)

同じ比率やったらね。中の構成が違って来ている訳ですからね。

(事務局山中)

そうですね。何らかの要因は、あると思いますが、リサイクルできないものが減っていたりということが想定されます。

(田中委員)

その中身をもっと分析すれば活動計画に結びつくんじゃないかなと思うんですけどね。

(事務局山中)

ペットボトルの例を言いますと、選別の仕方によって、要するに汚れていても、資源化に出せば、リサイクル率は、上がるんですが、指定法人ルートで容器包装リサイクル協会に出します。ランクがあります。

今、Aランクで物凄くきれいなものが、Bランク、Cランクになってきますと、排出されたら困りますとなるので、ある程度きれいなものを出さないといけません。

リサイクル率を上げる方法は、ありますが、ランクが落ちると引き取ってくれないという状況もあります。

そういう意味では、もう一つ市民の方に捨て方を啓発する方法があるかも分かりま

せん。

(田中委員)

そこが一番問題かなと思いますね。

みんなにどう意識付けするかが、一番の問題だと思いますよ。

僕は、目標値を立てるにしたって、今この再資源化率の分子と分母のもっと構成の中身を詳しく調べたら、活動する運動主体とか色々変わってくると思いますよ。

それともう一つは、容器包装リサイクル協会で精度を判定するのですか。

(事務局山中)

そうです。

(田中委員)

あそこは、私らも現場やっている時は、ほんとに泣かされました。

物凄く高い金を取られるんですね。

企業は、ほんとに困った協会やなというぐらい、個人的に思っていたんですが、それが、どういう形で反映されているか分からないのですが、ペットボトルとか、色々な問題でね、余り悪口言うたらいけませんね。

だから、もう少し大きな問題のところだけは、さらに細かな分析された方がいいです。今までは、どんな活動したんやということと、今後どう活動するんやということの総括をされた方が、何か纏まった気がしますね。

(山口会長)

ありがとうございます。

(山崎委員)

それに関連していますが、41 頁のところを田中委員、おっしゃったのかなと思いますが、ペットボトルの適正排出状況、これを文章でいうとペットボトル云々で、それぞれの達成率が 60 から 90%と書いてありますが、私もこれの分母、分子が何なのか教えてください。

今、おっしゃられたように、例えば 49 頁のところ、ごみ処理費用が出てくるんですが、一般廃棄物処理基本計画ですから、そういう処理費用とも、充分関連すると思うのですが、最近、「見える化」がよく言われていますので、市民の理解が得やすいようにする工夫が必要だと考えます。

田中委員と繰返しになりますけれども、今、芦屋市で市民に対して、こういうふうな指定法人ルートへ回す率を高めるために、ペットボトルをもっとよく洗って下さい。

そうしたら、資源回収量が増えるということを積極的におっしゃれば、非常に環境意識の高い芦屋市民の方ですから、充分市民の協力は、得られるのではないかと考えます。

それから、これは教えていただきたいんですけど、49 頁のところ、この「ごみ処理費用の推移」と書いてあるところ、ずっと費用の合計が出ていますが、21 年度の車両収集のところで費用が結構安くなっているんです。

これは、うまく効率化をすれば車両収集の収集費用が安くなったのか、何で安くなっているのか、その解析が全然書いてないので、もっとそういう部分が詳しく分析さ

れる必要が要るのではないかなと思います。このような箇所が随所にあります。

(山口会長)

車両収集については、どうですか、コスト下がった理由は、何ですか。

(事務局山中)

済みません、そこまで、分析ができておりません。

確かにそれぞれの項目でいろいろな変化がありますので、それを一つずつ、分析するというのが、なかなか難しいところがあります。

先ほどの御質問の中であった 41 頁の分母、分子の関係は、図表の 2-2-50 のところですけど、本市から出た全てのペットボトルを分別することができないので、一般的な住宅地の収集車 1 台分で、キャップが取ってあるのがどれくらい、水で洗っているものがどれくらいという割合を書かせていただいております。

そういうことでは、レベル的には、かなりいい率になっていると感じております。

それから、もう一つ、市民の方に啓発したら、どうだということに御意見いただきまして、お手元の広報あしやで、環境特集号 6 月 1 日号がありますが、家庭系ごみの排出量で、市民の方の御協力をいただいでごみが減量しましたことを書かせていただいております。

この中では、ごみの流れ、動きも必要ですので、ごみが出されて処理センターで、どういう処理をしてということも機会を追うごとに啓発させていただいております。

先ほども御意見をいただきましたので、継続して取組み等をしていきたいと考えております。

(山口会長)

あとの委員の皆さん、第 2 章までの現状分析についての御質問、御意見等おありでしたら出してください。

私、1 点だけ、簡単な例の質問ですが、経済学的に考えて、自転車を取りに来てもらったら、600 円、自分で持って行ったら、900 円というね。

合理的に考えたら、価格設定がおかしいと思うんですけども、それについては、途中で価格を改定とかせずに、ただ説明されたという説明でしたよね。

(事務局山中)

はい。

(山口会長)

それについては、どうなんですか。

普通、そういう逆が発生したら、必ず取りに行った場合にも、最適価格にするとか、する方が、広報で説明するコストよりは、合理的だと思いますが、いかがですか。

(事務局山中)

家庭ごみハンドブックがありますが、この中で料金の御紹介をさせていただいております。

1 品だけを例えば、同じ値段にすることになると、ほかのバランスのこともあるので、収集の時は、この料金、持ち込む時には、この料金となります。

それぞれ、良いとこと、悪いところがあります。

粗大ごみは、取りに来てくださいと申込みをして、料金聞いてシールを買い、打合せをし、すぐにといいことにはならないので、1週間ぐらい先の曜日になります。

その時に、収集車が入れるところまで、出していただくやり方になります。

今日、すぐ捨てたいという時は、時間内に来ていただくと、900円いただくこととなりますが、市民の方も選択されて来られているという状況はあります。

(山口会長)

そうですか。分かりました。

あと、現状分析について御意見、御質問等ございますか。

それでは、時間的な制約もあると思いますので、現状分析に基づいて、今後どう基本計画を立案していくか、第3章からの内容に入っていきたいと思います。

第3章の説明をお願いします。

特に、前の理念が5頁にありますね。それから、57頁に新しい理念がありましたね。どこが違ってどれが入ったか。

見比べたいですが、そういうところを強調しながら、なぜ基本理念を変えて、基本方針をどう変えたのか、比較されながら、御説明いただけますか。

ざっと読まれても、なぜ前の理念が変わったのかということが分かりませんのでね。

特に、基本理念が、ちょっと、変わっていますよね。

平成17年度、平成23年度どう変えたのか御説明していただくと分かり易いと思います。

(虎枝委員)

議長、申し訳ございません。

今頃、こんなことを言うのも申し訳ないですが、1時からということで、今後のタイムスケジュール、議題についても計画書の策定についてということで、時間は、どういう形になるのでしょうか。

(山口会長)

私もそれを確認しないで、司会を進行させているというところがあります。

事務局、どうですか。

(事務局山中)

通常でありましたら、2時間を考えていましたが、今日、1回目であり、委嘱状もありましたので、3時半まで、時間をいただけたらと思っています。

進み方によっては、早くなったり遅くなったりすると思っています。

(山口会長)

3時半まで予定させていただきたいということですが、御異議ありますか。

3時半まで、もう1時間審議させていただくということで進行させていただきます。

それでは、理念の説明と第3章から、よろしくをお願いします。

(事務局山中)

57頁になりますが、平成17年5月に策定をした時点から、5年以上経っておりますので、その時々々の環境問題の有りようで、理念も方針も変わってくると思っております。

基本理念は、策定指針が出ており、地球温暖化が出てきていますので、それを取り入れさせていただいたのが、基本理念の考えになります。

基本方針ということで、違いということになりますが、なかなか難しいところがあります。

(山口会長)

5番が入っていますね。新たに地球温暖化が入っていますね。

(事務局山中)

はい。基本理念としては、地球温暖化ですね。

(山口会長)

山中さん、ここでこういう理念とか基本方針を妥当か我々は、議論するんですか。

(事務局山中)

もし、御意見があればいただきたいと思いますが、ここで芦屋市が案として、お示しさせていただいていますので、この案でいいという御判断をいただければ、ありがたいです。

今後についても、今日ということでは、ありませんので、今月の末までは、まだ時間的余裕があると思いますので、その間にここを修正どうだということをしていただければ、検討し反映していきたいと考えております。

(山口会長)

はい、分かりました。

(事務局山中)

基本方針ですが、(1)番にあるんですが、以前はなかった有料化等による減量化・再資源化目標を定め、近隣市の状況を見ながら推進することで、国の有料化に向けての手引きが出ましたので、それを入れさせていただいております。

その手引きが出て、各市とも推進されていくと思っていましたが、実際は有料に対する考え方を示しており、具体的にいつまでにしなさいという時期の設定はありませんでした。

取組みとしては、近隣市もしておりませんし、本市が先にするという訳にもいきません。また、ごみの減量化をすることによりまして、ごみ量が過激に激減したということになりますと、今の焼却炉が115トンですので、リサイクル法が整備される前に建設されています。

今現時点でも、焼却量に対して、90%ぐらいの焼却をしている状況です。

有料化を実施することによって、さらに減量化になりますと、1日当たりの焼却量が70トンとか80トンになってきますと、焼却炉に対して、ごみ量が足りませんから、安定した燃焼ができないことになります。

有料化はしないで、ほかの方法によって、1人1日当たりの減量ができると考えています。

芦屋市の人口がまだ未開発のところが南芦屋浜にありますので、将来、人口が増えますから、1日当たりの人口が増えるので、最小限の1日当たりの焼却量は、確保できると考えています。

ある一方、ごみの減量化とか再資源化があり、財政面を考えると焼却炉を建て替えると費用が掛かるので、そういう意味では、色々なことを想定しながら、進めていけないといけないことになります。

ただ、国の削減目標よりも随分厳しい削減目標を立てていますので、そういう意味では、充分この基本計画としては、機能すると言いますか、目標は達成できていると感じております。

(2)収集・運搬体制に、移らせていただいてよろしいでしょうか。

(山口会長)

はい、どうぞお願いします。

(事務局山中)

収集体制としては、直営で収集する所と、委託で収集する所とパイプラインで収集する所があります。

それで、この中には直営、委託による車両収集及びパイプライン収集の更なる効率化を図り、住民サービスや環境配慮を考慮すると文面があります。

これにつきましては、検討委員会の中でも出ましたが、最初の計画が1日29トンの量が8トンになっていますから、これをさらに進めていくとトン数が減ってくるようになりますね。

そうしますと、処理単価当たりの経費が高くなっているのではないかと言われますので、表現を変えさせていただいた方がいいと、考えています。

年数が長くなれば、なるほど経費が掛かることが言われていまして、年数が短ければ、経費が掛からないことにはなりますが、色んな状況を想定して、市内部で検討委員会を開いて、一定の評価をした部分もあります。

さらに検討するため、今は、コンサルに色んなことを想定する指標を作成するよう考えております。

(河口委員)

済みません、よろしいですか。

先ほどから、この審議会のアウトラインとかが、全然私には見えてなくて、1個1個の説明をされても、今それに対して、何を考えればいいのか、物凄く見えづらい状況なんです。

まず、今回の1回目では、こういう現状であると説明をしていただき、委員から出た意見をもとに第2回でこういうことをする。というように、審議の流れを教えてくださいませんか、意見も出しにくいような気がします。

済みませんが、もう一度今どういう流れで、この後、どこで私が意見を言えるのかというようなことも含めて説明をお願いできませんでしょうか。

(山口会長)

そういう要望ですが、私の理解では、現状分析をもとに第3章で、今後、これから芦屋市がどういう計画を立てていくのか。

それを御説明いただいて、それについて、こういう計画でいいのかどうか、修正したらいいのかと、そういう議論をする場だと思っているんですが、山中さん、そういう理解でよろしいですか。

(事務局山中)

はい。

(山口会長)

そしたら、時間的な制約がありますから、ざっとどういう今度は、本計画を提案されているのか説明をかいつまんで、お願いできますか。

特に私が読んだ段階では、目標設定をどうされたのか、合理性があるのかということと、目標設定をする時の予測、色んなデータをされていますけど、予測の計算がほんとに整合性があるのか、これは研究者として、私の個人的な質問にもなるかと思うんですが、そういうことを含めてどういう目標を設定して、その目標を達成するために、どういう戦略を立てているのかということですよ。

そういうところをこの中に、書いていると思うのですが、要領良く、こういう予測でこういう目標設定して何割カットと、そのためにこういう戦略を立てて、それを基本には、入れますと、そういう戦略的なレポートになっている訳ですね。

そこら辺のところをかいつまんで御説明いただけますか。

(事務局山中)

済みません、オブザーバーで来ていただいていますコンサルから、説明させていただきます。

(山口会長)

結構です、どうぞ。

(コンサル田中)

では、私から説明をさせていただきます。

目標の大きな一つの項目となりますごみ排出量、そして処理処分量の予測の方法と、目標値の設定まで説明させていただきます。

資料の 63 頁をご覧くださいませでしょうか。

63 頁からですけれども、一つ大きな要素であります将来人口の予測につきましては、真ん中の図表 3-3-1 にありますとおり、芦屋市総合計画に基づいて、総合計画に示されている人口と整合をとるということで進めておりますが、実際、総合計画で使われております実績の人口と、これまでごみ処理行政で使用しておりました人口が、多少ずれがありますので、差を修正しながら、本計画では、総合計画に沿った将来人口を採用いたしております。

次に、その下からですが、ごみ排出量、処理処分量の予測方法としましては、64 頁のフロー、図表 3-3-3 をご覧くださいませでしょうか。

左端に人口がありますが、人口は、先ほどの説明のとおり総合計画に沿った将来人口を使っております。

ごみ排出量につきましては、フローの真ん中ごろにありますけれども、これまで、過去 5 年間の家庭から出てくる生活系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量、また、事業所等から出てくる事業系ごみの 1 日当たりの排出量、過去 5 年間の実績をもとに 5 種類の推計式に代入いたしまして将来の予測をしております。

それをそれぞれ将来の人口と掛け合わせて、将来の芦屋市のごみ排出量を予測しております。

(山口会長)

ちょっとそこで、63頁のYの式ありますね、推計式。

人口がXですか。

Yがそれぞれには、生活系ごみとか事業系ごみのそういう理解でいいんですか。

(コンサル田中)

いえ、この推計式は、ごみ量だけごみの原単位ですね。

1人1日当たりの排出量とか、そういったものだけを代入して使う式です。

(山口会長)

ということは、Yは、何ですか。

(コンサル田中)

Yというのは、その求める推計値ですね。

具体的には、資料編に入れています。

(山口会長)

そこが、分からないと、全体を読んでいて、理解できなかったの、そうするとこの64頁の図でいくと、生活ごみ系とか事業系ごみのそこが求めるYになる訳ですね。

(コンサル田中)

そうですね。

(山口会長)

Xが人口ですか。

(コンサル田中)

いえ、人口は、この推計式では関係ないです。

(山口会長)

じゃあXは、何ですか。

(コンサル田中)

Xは、年度ですね。

備考に書いておりますが、Yが求める推計値、 a 、 b 、 ln 、 e が係数になってきます。それをそれぞれ過去5年間の実績からそういう係数を求められます。

(山口会長)

備考ってどこですか。

(コンサル田中)

63頁の図表3-3-2の備考欄をご覧くださいませでしょうか。

それぞれ推計式がありまして、5か年間の実績を入れますと、それぞれの係数が求まります。

(山口会長)

そういう推計ですか。はい、分かりました。

(コンサル田中)

ごみ量は、1人当たりのごみ量の予測をする訳ですけれども、それに対して、人口が増えたり減ったりしますと、総量が大きく変わってまいりますので、ごみ量が原単位といえますか、1人1日当たりの排出量の変化を推計式によって予測しました。

(山口会長)

ちょっとおかしい。Yは、1人当たりの色んなごみ量をとって、それを年度を、独立変数にして推計値出したと、そういうことですね。

(コンサル田中)

はい。

(山口会長)

ありがとうございます。

ちょっと技術的で分かり難いところですけども、そういうふうにしてごみ量がどういうふうに変動するのかということを経験的手法で予測したと、そういうことらしいです。

これについて、また後で質問があるんですけど、どうぞ続けて御説明をお願いします。

(コンサル田中)

そういった予測の流れで、芦屋市から出てくる全体のごみ量を予測いたしました。

その結果が、65頁以降にあります。

具体的に、まず一つは、純粋に過去の実績5か年の実績から、今後のごみ量の伸びが、どのようになるかという予測を65頁以降に示しております。

それに対して、国や県の目標値と照らし合わせて、芦屋市がどんなごみの削減目標を設定するか。

その設定した削減目標に対して、この予測値をどこまで減らしていくかという流れで目標値を設定しております。

71頁に飛びますが、先ほど事務局からも説明がありましたが、国の循環型社会形成推進基本計画に沿って、芦屋市の目標を設定しております。

図表3-4-2ですが、①から③までございまして、一つは、ごみ総排出量の原単位、そして2番目が生活系ごみの原単位、3番目が事業系ごみの原単位となります。

それぞれについてですけれども、まず一つ目のごみ排出量原単位につきましては、頁を戻っていただきまして、66頁になりますが、66頁の図表3-3-6の下から3行目に、ごみ総排出量がございます。

そこで、21年度の実績は、1,083.6グラム、1人1日当たりごみが排出されておりました。

それに対して、先ほどの予測の手法で予測しました結果、目標年度の32年度には957.4グラムに減ると予測がされますけれども、それに対して71頁では、先ほどの図表3-3-6ですが、21年度の予測で1,083.6グラム、中間目標年度の27年度が984.8グラム、目標年度の32年度には957.4グラムになる訳です。

国の循環型社会形成推進基本計画では、平成27年度を目標値として、国が10%減量

という目標を定めております。

10%減量を定めておりますが、芦屋市では、さらに 26%減量という目標を定めまして、984.8 グラムという数字を 941.7 グラムにするという目標を立てております。

71 頁の図表 3-4-2 に示しておりますが、27 年度の芦屋市の①の目標は、26%減量で 941.7 グラムとなっております。

次に、②番の生活系ごみの原単位ですが、これは、生活系ごみのうち集団回収で資源ごみを除いたものについて国は、20%減量ということをおっしゃっておりますので、ここでは、21 年度の芦屋市の実績が 594.9 グラムですので、それに対して、芦屋市ではさらに減量を進めた 30%減量ということで 551.7 グラムにする目標を立てております。

次に③の事業系ごみの排出量ですが、これは、21 年度に総量としまして、1 万 400 トンで出ておりますけれども、それを少し頁を戻っていただいて 65 頁ですが、図表 3-3-4 の下から 2 行目、事業系ごみの計で、予測の結果、事業系ごみの合計は、1 万 400 トンの実績に対して、中間目標年度の 27 年度に 9,040 トン、32 年度に 8,323 トンであると予測をしております。

それに対して、71 頁で国では、20%減量という目標を立てておりますが、芦屋市もこれに準じて 20%の減量ということで 8,084 トンにする目標を立てております。

(山口会長)

はい、これで目標が分かったんですけども、素朴な質問として、国の目標、例えば一番上の場合には、10%のところを芦屋では、26%にすると、こういう目標、数値目標は、どういう経過から出てきたんですか。

③の場合には、国どおりで 20, 20 で行くと、ところが上の場合には、②の場合には 10%余分に減らすと、それは、非常に素晴らしい積極的な目標設定だと思うんですけど、市民の方に説明する時に、どっから、この数字が出てきたのか質問が出てくると思います。

(事務局山中)

③番については、事業系のごみでありますので、相手の方がいるということと、営業的な部分があるので、20%削減をそのまま採用させていただいております。

②番の生活系ごみは、これを設定する時に悩んだという部分もありますが、全国、県で削減できているところもありますので、目標として、そこまではいけるのではないかなというところを想定して決めさせていただいたものが、この 30%の減量ということで、設定をさせていただきました。

旧計画は、基準年度が平成 12 年度をもとにして、22 年度を目標年度にしておりました。

ところが、新計画では、基準年度が一緒に年度が 27 年度、5 年間延びています。

削減目標が同じ 20%ですから、緩くなっています。

もう既に本市は、旧計画で 20%減量は、到達しているのですから、30%を設定させていただきました。

①番の 26%は、71 頁②番と③番のごみ量から、結果的に 26%になる結果で、設定しています。

60 頁の表にあります真ん中のところで、基準年度を上下で見ますと、古いのは、基準年度が 12 年度でしたが、目標年度が 22 年度と 27 年度で 5 年間延びています。

家庭系ごみは、同じ上側も 20%ですし、下側の②番も 20%ですから、緩くなっているという印象があります。

先ほど申し上げた家庭系ごみの取り方が若干違う部分が新旧あるんですけども、達

成しているものを削減目標とする訳にはいかないもので、30%を示させていただいております。

(山口会長)

それに関して、もう1点だけ、質問させていただきたいんですが、例えば、111頁を開けてください。

111頁のグラフですけれども、生活系の紙資源を今後、芦屋市のごみがどう減るかということで、五つの推定式を計算されている訳ですね。

そのうちで、一番減り方が緩いものを採用されている訳ですね。

つまり、ほっておけば、一番右下のように、ずっともう既に目標を超えるような、そういう予測もあるにもかかわらず、一番緩いところで採用されています。

あと全部そうですね。これは、何か理由があるんでしょうか。

(事務局山中)

111頁で平成17年から平成21年度が順調に減量になってきています。

グラフにもありますように、平成17年から21年度の減り方が凄過ぎるので、それを統計的に伸ばしますと、平成32年度のところでは、ここまで到達しますということになります。

これをそのまま、採用してしまうと何もしなくても、減量になってしまいますので、そうではなくて、何れかの時点で、もうここ以上は、減量できないというところが、来るため、採用という目標を排出量に設定させていただきました。

(山口会長)

コンサルを使って予測して、それを市の方針にする場合に、注意してもらいたいことがあります。

つまり、五つの予測が五つとも間違っている可能性あるんですね。

こんな簡単に五つでごみの減量が予測できるとは、思っていません。

そういうふうな中で、例えば、常識で考えてですよ。

一番下のところ、これを平成30年からずっと引き延ばしていきますね。

そしたら、すぐゼロになりますよ。

こんなのあり得ないですよ。

人間が生活している限りは、必ずごみが出るんですよ。

そしたら、それが数年したら、ゼロになるって、こんな予測は当然もう、最初から間違っていますよね。

だから、そういうところをちゃんとチェックされないと、データによっては、こうなりましたと、それでこうやという、その推論は、市民の方は、納得されないんじゃないかと思う訳ですね。

特にごみについては、人間が生活している限り、紙ごみとかペットボトルとか缶とかありましたけど、例えば缶なんか、ペットボトルなんかは、1人当たり平成21年で4.2グラムですか、それから缶は、どっかありましたけれども、1人が生活していくためには、必ずペットボトル、これ必要な訳です。

そうすると最低限、もうこれ以上落ちないという、最低限の終息しているところがある訳です。

こういう目標を設定される時には、必ず生活するためには、1人1日にペットボトル必要、1本かどうか分かりませんが、そこから逆算して、これ以上は、減らすと生活で

きないという、ボトムラインをきちんと押さえて、それに近付けていくという目標設定をされないと、単に画期的に統計的にこう伸ばしていったって、これが一番妥当なところか、そういう発想というのは、全くおかしいと思うんですよ。

そこら辺のところは、コンサルの方は、そう言うか分からないんですけども、芦屋市は、もうちょっとシビアに、折角、予算を投じてされている訳ですから、考えていただいて、最低限、もう生活すると出てくる基準点を出来れば、コンサルの方に考えていただいて、そこに到達するというのが、妥当な目標になると思うんですよ。

それをしないで、こういうふうにやられると、これは、知らん人おったら非常に科学的で何か正しいような資料になると思うんですけど、これ全然正しくありませんのでね。

だから、私も多少環境のことやっていますが、そういうところをもう1回、今回は無理かも分かりませんが、今後、やっぱりそういうところを特にごみの場合には、必ず生活するために必要なごみの量ってある訳ですから、そこら辺のところまで、減らすとか、そういう目標設定に切り替えるような、そういうことも今後、芦屋市なんか、率先されて考えていかれたらいいんじゃないかなと思ったんですけどね。

(事務局山中)

済みません。

ちょっと、説明不足があったかも分かりませんが、111 頁に書いてあるものにつきましては、五つの統計法で伸ばしたものになりますが、この採用って書いてある部分については、今、会長が言っていただきましたように、ある一定のところに来たら、もうそれ以上減少しないという数字を芦屋市の数値として上げさせていただいていますので、まさしく今、御意見いただいたとおりで採用させていただいています。

真っすぐ点線で横に伸ばしているのが、採用した数値です。

これは、統計処理をしてないんです。

統計処理をしたら、ずっと全部右下がりになるので、いずれかは、限界があるだろうということで、点線で採用ということで、この数値にさせていただいております。

会長の今、言っていただいた数値を採用させていただいています。

済みません、説明不足で申し訳ありません。

(山口会長)

分かり難い方もおられると思うんですけども、どんどん御遠慮されしないで、自分で理解できなければ、どんどん意見を出してとか、質問を出していただければと思います。

(事務局山中)

先ほどは、済みません。

私が課題を差し上げて、それを審議していただくことをですれば良かったのですが、ボリュームが太いので、これ全部を説明したい気持ちでいましたので、説明し切れなかったんですが、言っていただきましたように、一つ課題として、御審議していただきかけたのは、目標値の設定の取り方がありました。

それから、また御意見いただければと、思うのですが、85 頁からの市、市民、事業者の役割、それぞれの役割で書かせていただいています。

例えば、ここに書かれている内容が、不十分であるとか、こんな取組みがあるのでは、ないかと御意見をいただければ、非常にありがたいです。

(山口会長)

ここからはアクションプランですね。

どういうふうアクションして、目標を達成するかと、そういう時に、色んなチェックリストがありまして、何かそれを全部網羅的に出されていますよね。

これが大事なんだという芦屋市は、これを盛り上げたい、そういうところの優先順位をつけてあげた方がいいんじゃないかと思うんですよね。

みんな出されると、これもしなきゃ、これもしなきゃとなって、結局、市民サイドから見ると何がしたいのか分からないになってしまうと思うんですね。

芦屋市は、これを特にやりましょうとか、そういう提案がもしあれば、色んなアクションプランの中で、特にこの計画を実施するために、本計画では、こういうところを特に優先として上げたいと、そういうめり張りつけるようなアクションプランの方がいいんじゃないかなという気がしたんですけど、他の委員の皆さん、いかがですか。

(田中委員)

私の方でも、検討依頼事項として、お願いしていますが、過年度というか、今までの活動、こういうソフトな活動ですね。

これについての評価をしとかなないと、今度の方針立てて活動する時のめり張りが効かないのと、重点的に何をやっていくんだと、その方が効率的なんだということを確認するためには、過去の二、三年でもいいですから、きちっと押さえてあって、この中でのウエート付けをしていって、その中で仕事を進める。

その中へ、色んな細かいデータありますけども、こういう落とし込みをしていって目標値に達していくという一つのシナリオを作られたらいいと思います。

我々、市民としても、それに基づいた、今年は、こういうことされるんやなという事は、例えば、広報で出されると非常に分かり易いです。

結果を出してもらって、数字だけ出してもらおうと、我々は、どうしたらいいのかわかって、やっぱりはっきり分からないですよね。

実施計画とおっしゃっていたのでね。それでもいいと思います。

(河口委員)

やっぱり先ほど会長もおっしゃられましたように、まず、本来やってきたことに対しての何が一番効果的だったのかということも芦屋市としては、こう分析しているという分析結果を提示して下さい。

その提示をもとに、今後の5年間は、過去のこういう結果から、新たな方針がありますというように、要は、言葉を翻訳していただきたいんですね。

結果だけではなくて、そうでないと、全然何を話し合えばいいのか、分からないので、ということが要望です。

(山口会長)

ありがとうございます。

もう一つ議題ありますね。持ち去り禁止に何分ぐらい掛かりますか。

(事務局山中)

10分ぐらいです。

(山口会長)

分かりました。

あと 10 分ということは、あと 15 分この問題を議論したいと思いますので、まだ発言されてない方、積極的に御意見ををお願いします。

(小藪委員)

今の会長さんのお話の中と重複しますが、今回、私も審議会に初めて参加させていただいて、前の審議会の中でのどういう申し送り事項があって、どんな議論があって、それに基づいて、こういう策定を作ったということが分かりません。

今日、ある程度、説明を受けまして、こういう分析の表であるのは、分かりますが、その辺をもう少し御説明をいただけた方が私も入りやすいと思いました。

それと、確かにこの目標、これなんかも見させていただきまして、減量になっているものとか色々ありますけども、行政として、努力をされて減量というか、結果的にこうなったものなのか、それとも、市民的なモラルの問題で色々、今、エコとかの問題ありますよね。

そういうことで、減量になったのかとかですね。

この分析の中でも、もう少し、先ほど会長もおっしゃいましたけど、細かな分析の方向を私に教えていただきたいとおもいます。

それともう一つは、現実的な目標というのが、やっぱり必要やと思うんですよね。

だから、できない目標を立てるということは、まず議論する必要じゃなくて、現実的な目標を立てるということで、話し合いを進めていったらいいかなと感じました。

(山口会長)

ありがとうございます。

まさに御指摘のとおり、そういう申し送り等を我々、受け取っていませんので、何が課題で、それを今の審議会は、どういうふうに解決する審議をしていったら、いいのかというところが見えないまま議論が出発したという困難があります。

第 1 回目ですから、私を含めてあると思うんですけども、あとの委員の方、御意見、御質問ありますか。

西川さん、いかがですか。

指名して申しわけない。何か今までの議論お聞きになってどうですか。

(西川委員)

とりあえず、数字ばかりじゃなくて、システムをばらばらにして、やり直すという考え方もやっぱり大事だと思うんですね。

これ、審議会ですから、自由な意見でいいと思うんです。

(山口会長)

私もそういう立場で参加させてもらっています。

(西川委員)

もっと言えば、はっきり言えばペットボトルをやる意味がほんとにあるのかという。水で洗って、書いてありますけど、雨水で洗っている人は、誰もいないんですよ。だから、その辺のところからいった方が、もう少し違った意見が出てくるんじゃないかと、僕は思います。

(山口会長)

根本的なところをもう1回、環境問題見直してはと。

非常に素晴らしい御意見だと思うんですけども。中野さん、何か。

(中野委員)

本当申し訳ないですけど、9月の末に来ていきなりの会議ということですよ。

当然申し送りという、引き継ぎもいただけてなかったということもあるんですが、それぞれ、企業もそうですけども、色んな計画を長期計画であったり、そういう計画は、立てられと思うんですが、資料を読めば、コープこうべとしても、何らかの今、環境のところ、ずっと取り組んでいる内容なので、しっかり読ませていただいたら、ある程度やっつけられることは、分かるのかなというのは思うんですが。

要は、振り返りという部分が少し良く見えないということですね。

振り返りで、何が出来て、何が出来なかったのかということ。

要は、出来たことは、当然継続していけばいい内容で、出来なかったことを先ほどから良く会長もおっしゃっている。

出来へんかったことは、何なんというところが少し見えないという。

当然、先ほどから皆さんおっしゃっているように、我々は、何をすればいいの、何をお手伝いできるのというところが少しぼけっとしとるようなところなんです。

その辺のところを、要は僕らとしては、何をしたらいいねんというところが一番お聞きしたいし、それに向けてやっていきたいと思っています。

そのところが見えたらいいなと思います。

(山口会長)

そうですね。

市が直面した課題というのを投げ掛けていただければ、これが芦屋市が直面した課題やと、そうすると我々は知恵を出し合ってこうしましょうという議論に発展していくと思います。

今回は、第1回で、網羅的に山中さんは、説明されたかったというのがあるので、次回の課題になると思います。

じゃあ指名で恐縮ですけども、虎枝さんは何か御意見とか、ありますか。

(虎枝委員)

皆さん色々同じような意見で、最終的に基本計画は、こういう形でまとまっていくと思います。

私もずっと聞いていて、数字のこととか専門的なことを言われても分からないんで、あくまでも一般に日常生活している、或いは、我々は、事業をしている中で、こういうことをしたら削減できるとか、こういう工夫をしているとか、そういう形の話なのかなと思ってたんですけども、非常に専門的なことなんで分からない部分もありまして、どう発言していいかも分からないですね。

(山口会長)

そうですね。

報告書自身がそういう専門的なことでしたね。

(虎枝委員)

出来ましたら、……的なものであればいいかなというふうに思うんですけども。

(山口会長)

これは、我々も検討課題で、もう 1 回持ち帰って、勉強し直してくるということにしまして、山崎さん、先ほど御発言がありました。追加的に御質問等ありますか。

(山崎委員)

繰り返しになるかも知れませんが、先ほど 71 頁の目標設定のところ、こういう設定をしたいと理由みたいなのが、要ると思うんですね。

今、山中さんが頭の中をぼぼっと御披露されたけれども、それはやっぱりしないと、後でパブコメなんかもされるんだらうと思うけど、それを見て、市民の人が、この目標でいい、悪いという判断をされるんだらうと思うから、その理由が要るんじゃないのかと思います。

それから、パーセンテージというのが、先ほどコンサルの方がおっしゃられた基準、こちらの予測の中間目標年度と、それから 27 年予測、32 年予測と、これの数値が微妙に違う、だからその違いも理由もちゃんと、やはり表としては、併記というんですかね。

これを一連のものとして出されるんならば、そういうことが要ると思います。

以上です。

(山口会長)

ありがとうございます。

上月さん、御意見をお願いします。

(上月委員)

一生懸命、聞きながらついていっているところですけども、もう一つ理解が出来てないところで申し訳ないです。

今後 10 年の計画ということで、やっぱりごみを減らすということとか、リサイクル、リユース、それから広報の関係というのは、やっぱり 10 年たっても変わらない同じ取り組みだと思えますが、そこところが、今後 10 年の社会の変化の中で、どういうふうに、ごみも変化してくるのかなということとか、それに対しての対策は、どういうものがあるのか、特に私の関係で行きますと、学校・園では、環境の観点から、色々な物の節約や再利用をしておりますけれども、今後、何を目指していったらいいのか、自分の問題として考えていきたいと思いました。

(山口会長)

ありがとうございます。

谷崎さん、何か御意見をお願いします。

(谷崎委員)

僕は、どちらかというと事務局サイドになりますが、先ほど言われましたように、出来たこと、出来なかったこと、確かに見づらいついというところがございますので、その辺は、一定整理をさせていただきたいと思います。

目標の数値は、設定という考え方は、盛り込んでおりますけれども、設定しているという書き方になっていけませんので、後でご覧いただいて見易い形に、書き換えていき

たいと思っております。

目標ですが、現在 20%、家庭系ごみの削減は、出来ていますが、このままで止めてしまう訳には、いきませんので、これをさらに進めていくという方法をとりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございます。

ちょっと後になりましたけど、大谷さん、何か御意見、御質問ありましたらお願いします。

(大谷委員)

先ほど、ごみの焼却量の 90%保持されていることなんですけど、それが減れば、どういう状況になりますか。

(事務局山中)

焼却炉は、本来的、公称能力の前後で燃やしているのが、一番いいんですけども、リサイクル法が出来て、ごみの減量化、再資源化が進んできていますので、年間のごみ量を 365 日で割りますと、1 日当たりのごみ量が約 90 トンになってきています。

そうしますと、段々、ごみ量が減ってきますと、1 日 115 トンの焼却炉で 70 トンの焼却は、排ガス上、公害上で安定した燃焼が出来ないことになります。

焼却は、焼却炉のボリュームの中で、物凄く熱い熱で燃えていて、ダイオキシンが発生、公害が発生しないシステムになっています。

他市の例で言いますと焼却炉が小さくてごみ量が増えていっているところは、再資源化、ごみ減量化は、推進していかないといけないという事情があります。

本市は、焼却炉が大きく出来ていますので、過激な減量化の取組みは、しなくていいといいますか、してしまえば焼却炉を建てかえないといけないという別の問題が出てきます。

そう言いながらも、人口が増えていっていますから、ごみ量は、増えていくので、ごみ減量の施策を進める必要があります。

(山口会長)

北村さん、お願いします。

(北村副会長)

話をじっくり聞かせていただいて、また数字も見て、担当者は、相当御苦労なさっているということを感じながら聞いていました。

こういう委員としての立場で言いますと、市民、或いは、それぞれの団体の方々に対して、どういうお願いをするべきかも、考えながら、今度、また自分が自治会の会長として、委員から言われたら、自治会をまとめる、このごみの減量化の問題に自治会として、どう取組むべきか、その両方を考えないかなということを思いながら、お話を聞かせていただきました。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、この基本計画に関しては、一応議論は、ここで終了させていただきたいと

思います。

今、出て来た色々な委員の方の御意見を事務局で 1 回まとめていただいて、それで次の審議会には、審議事項として、こういうのをやったらいいということがあれば、その審議事項の中に最初から入れていただいて、例えば、前回からの申し送り事項は、何だったとかですね。

もうちょっと、議論をフォーカスして、審議を効率的にやっていければいいと思っています。

それでは、あと 10 分少々になりましたので、最後の議題に移りたいと思います。

事務局の竹田さん、持ち去り禁止条例について、御報告をお願いします。

(事務局竹田)

それでは、説明に移らせていただきますけども、昨今は、皆さんも色々なメディアで既に見聞きされていると思っておりますので、お手元にお配りしております資料については、後ほど触れさせていただきます。

まずは、市民目線ということで、様々な場面で色々な御意見をいただいております。

寄せられておりますその御意見を、まず紹介させていただきたいと思います。

紹介いたしますのは、市のホームページの問い合わせメールフォームがあるんですけども、そちらでも、寄せられている御意見なんですけども、口語調になりますが、紹介いたします。

「最近ごみ置き場に出された資源ごみを勝手に持ち去っては、ならないという法律ができた、そういうニュースを見たような記憶がありますが、芦屋市にも適用されますか。住民は、当マンションのアルミ缶を資源ごみとして出しているのに個人が無断で持ち去っているようです。」

この御意見につきましては、まさしく条例改正の趣旨としまして、私どもが市民の方に一番お伝えしたいことを端的に表現しております。

すなわち、趣旨としましては、市が協力をお願いしている分別ルールや排出ルールを守って市民が出しておられるものを、市が責任をもって収集処理するという意味で、市民と市が協働して行っている資源回収、リサイクルの仕組みを今後も維持し、安定的に機能させることにあります。

したがって、この仕組みがうまく機能することによって、分別が徹底され、ごみ減量、リサイクルの推進にもつながっていくと考えております。

市民がその役割を果たすために分別したものを市が収集できないということになれば、これは市が市民の期待にこたえることができている、或いは、市がその責務を果たすことができているということになります。

その結果、市が行う一般廃棄物の処理やリサイクル事業について、市民からの信頼の失墜、市民の分別意識の低下などを招くこととなり、ひいてはそうした現状、リサイクルの推進にも悪影響が及ぶことが考えられます。

こうしたことから、市としては持ち去り行為は、この仕組みを立ち行かなくする可能性を持った行為であると判断し、この行為を禁止するための条例改正を提案上程をする予定です。

それから、次のような御意見も寄せられております。

すなわち、私はルールを守って、ルールに従ってごみを分別して出しているんですけども、ステーションに出した後は、市が収集しようが持ち去られようが関係は、ないですよという御意見などでございます。

ここからは、お手元にお配りしております資料に基づいて説明させていただきます。

まず、2 頁の条例の要点でございますけども、まずは、持ち去り行為そのものを禁止とします。

それから、2 番目に持ち去り行為者に対しては、これは禁止命令、行政命令なんですけども、禁止命令書を交付します。

次に、悪質な禁止命令違反者につきましては、最終的には、警察に告発し、裁判を経て 20 万円以下の罰金刑を科すという形になっています。

参考のところは、ちょっと省略させていただいて、次 3 頁の 2 番のところなんですけども、条例改正の背景・趣旨というふうに上げておりますけれども、趣旨につきましては、先ほど申し上げましたので、あと背景なんですけども、真ん中辺の「ところで」以降のところなんですけども、平成 14 年秋ごろから特に売却単価の高いアルミ缶をあさる行為が市内で多発しております。

その資源化物の価格が上昇するにつれて、こういった持ち去り行為につきましては、定職のない人々が日々の糧を得るためだけに行うものではなく、ある意味、ある種のビジネスとしても行われるようになってきております。

結果、市民生活に不安を与えることになり、市民の皆さんからも多くの苦情や情報が寄せられ、市としても看過できない自体となってきました。ということで、こういった背景がございますので、条例を提案したいというふうを考えております。

今後の予定なんですけれども、まず、所管課のほうで内容を精査しておりますので、はっきりした時期は申し上げられないんですけれども、また正式に決まりましたらホームページ等で、或いは広報等でお知らせできるかと思っておりますけれども、また決まりましたら御協力よろしくお願いたします。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

(山口会長)

ありがとうございます。

この件は、審議会の審議事項じゃないんですね。

こういう報告受けたということだけですね。

(事務局竹田)

そうです、はい。

(山口会長)

我々は、これについて何も、ノーコメントというか申し上げる立場じゃないんですね。

(事務局竹田)

もし個別に関心とか御意見ございましたら、また所管課に寄せていただいたらいいかと思えます。

(山口会長)

そうですか。

条例についても皆さん、委員の方の御意見、御要望等がありましたら、事務局に出していただきたいということですので、よろしくお願いたします。

これで、一応、第 1 回目の審議会の議案がすべて終わりになったんですけども、あと 5 分ほどあります。

何か最後に今回の第 1 回目の審議について、こういうことを言っておきたいとか、2

回目からは、こういうふうにしてほしいとか、何か御要望がありましたら承りますのでお出してください。

(山崎委員)

今後の方針は、どういふなさるんですか。

(事務局山中)

今、あくまでも予定ですが、今日、御意見をいただいたことと、月末までの間に、この基本計画について、私にメール、或いはファクス等で連絡いただければ、検討させていただきたいと思います。

その後、広報あしやに掲載をしまして、市民の方の御意見ということでパブリックコメントに掛けさせていただいて、集約し、審議会にお諮りをして、最終的に公表をしたいと考えています。

時期的なことについては、3月末までに、一旦決めたいと考えていますが、今のスケジュールで行きますと修正等の関係がありますので、時期的なものが想定できなくなっている状況になっています。

前回の基本計画も、3月末まで策定する予定が平成17年の5月になっております。

目標はありますが、予定が変わりますので、進行する中でスケジュールが決まりましたら、日程表を送らせていただきたいと思いますと考えております。

(山口会長)

ありがとうございます。

これは、議会の承認を得るような計画じゃないんですね。

(事務局山中)

基本計画は、議会に報告を上げることになります。

(山口会長)

一応、行政の計画を提案するという形になる訳ですね。

(事務局山中)

はい、そうです。

(山口会長)

分かりました。

今後の手続等について御意見、御要望ございますか。

(北村副会長)

第3章は、官民の役割とか、具体的なことは、次回ですか。

(山口会長)

山中さん、どうでしょうか。

(事務局山中)

ポイントということに、なればよろしいんですけども、持ち帰りいただいて内容を

見ていただいて、この分についてということであれば、有り難いです。

全てに御意見いただきたいというのが、本音であります。

(山口会長)

次回の審議会は、どういうスケジュールですか。今のところは未定ですか。

(事務局山中)

年内が難しいと思いますので、2月頃になると思われます。

(山口会長)

御連絡いただけますね。

(事務局山中)

はい。

(山口会長)

今日は、色々、山中さんは、こんなに素晴らしいレポートを全部掻い摘んで、報告いただきましたので、大変だと思うんですけども、我々も何とか理解しようとして、色んな質問を出しましたけども、これを機会に活発な議論が湧き上がって、少なくとも我々、委員として、芦屋市のために、何か提案できたらと思っていますので、近隣の町とか市と違う芦屋市独自の計画を練っていければいいなと思っていますので、今後とも、よろしくお願いします。

それでは、ちょうど、3時半になりました。

これで、第1回目の委員会を終了させていただきたいと思います。

どうも、皆さん、御参加ありがとうございました。

以 上